

HIMEDIC山中湖倶楽部（償却型、併行型、預り保証金型）
利用規定 新旧対比表

2025年9月1日改定

※下線は変更部分を示します。

現利用規定	改定後利用規定
<p>〈ご利用のお申込について〉 1. ～ 8. (変更なし)</p> <p><u>9. 提供するサービスを正しく理解して検診を受診していただくために、医療通訳を帯同いただく場合がございます。医療通訳の費用はご負担いただきます。</u></p>	<p>〈ご利用のお申込について〉 1. ～ 8. (変更なし)</p> <p><u>9. 対応言語と医療通訳者について</u></p> <p><u>①会員又は会員が指名した利用者(細則で定める追加検診者を含みます。)(以下、これらを併せて「受診者」といいます。)に提供する検診及びメディカル・サービスは、日本語により提供します。</u></p> <p><u>②日本語による意思疎通が困難な受診者は、医療通訳者を帯同いただくかなければならないものとします。</u></p> <p><u>③ご自身で医療通訳者を手配される場合は、以下の事項にご留意ください。</u></p> <p><u>(1)医療通訳者は「医療通訳技能認定試験」又は「医療通訳技能検定試験」の資格保有者であることを推奨します。</u></p> <p><u>(2)受診者にとって3親等以内の親族による通訳はお断りしております。なお、医療通訳者が受診者の親族ではないことの確認のため、医療通訳者および受診者の身分証明書をご提示いただく場合がございます。</u></p> <p><u>④日本語での意思疎通が困難であるにもかかわらず受診者が医療通訳者を帯同しない場合、又は帯同した医療通訳者の翻訳が不正確であるなど医療通訳者として適切でないと提携先医療機関が判断した場合、提携先医療機関は検診及びメディカル・サービスの提供を拒否することができるものとします。</u></p> <p><u>⑤提携先医療機関は、日本語による意思疎通が困難と判断した受診者に対し、翻訳サービスを利用することができるものとします。</u></p> <p><u>⑥医療通訳に関する費用(⑤の翻訳サービスに関する費用を含みます。)は、受診者においてご負担いただきます。</u></p> <p><u>⑦医療通訳(⑤の翻訳サービスを含みます。)に誤訳等が生じ、又は受診者の個人情報を第三者に開示・漏洩等することによって受診者に損害等が生じた場合であっても、提携先医療機関は一切の責任を負わないものとします。</u></p>